

世田谷区

中東情勢対応緊急資金融資あっせん

中東情勢の緊迫化に伴う原油・原材料価格の高騰等の影響を受けている
区内中小企業者の資金繰りを支援します。



受付期間

令和 8 年 8 月 3 日 (月) ~ 令和 9 年 3 月 31 日 (水)

限度額

¥ 1,000 万円

利率

0%

(利子は区が全額補給)

返済期間



5 年以内

(据置 6 か月以内)

資金使途



運転資金または
世田谷区新型コロナウイルス
感染症対策緊急融資の借換
(要件あり)

保証料補助



1/2

(各自で別途申請が必要)

利用要件

- 区内で1年以上営業している中小企業者
(法人は区内に本店登記所在地があること、
バーチャルオフィスは利用対象外)
- 税金の滞納がないこと
- 中東情勢に伴う原油・原材料価格の高騰により、
資金繰りに支障を生じていること
- 3か月の売上高が前年同期と比べて
20%以上減少していること等



その他詳細や申請書類については
世田谷区HPをご覧ください。



※実際に融資を実行するのは本制度取扱金融機関になります。

区は利子の補助を行います。必ず、事前に取扱金融機関にご相談ください。

申込先

世田谷区産業振興公社 経営支援係

〒154-0004

世田谷区太子堂2-16-7

世田谷産業プラザ4階



申込方法



金融機関代行申請

(取扱金融機関を通じて申請)

または



郵送(申請書類一式)

